

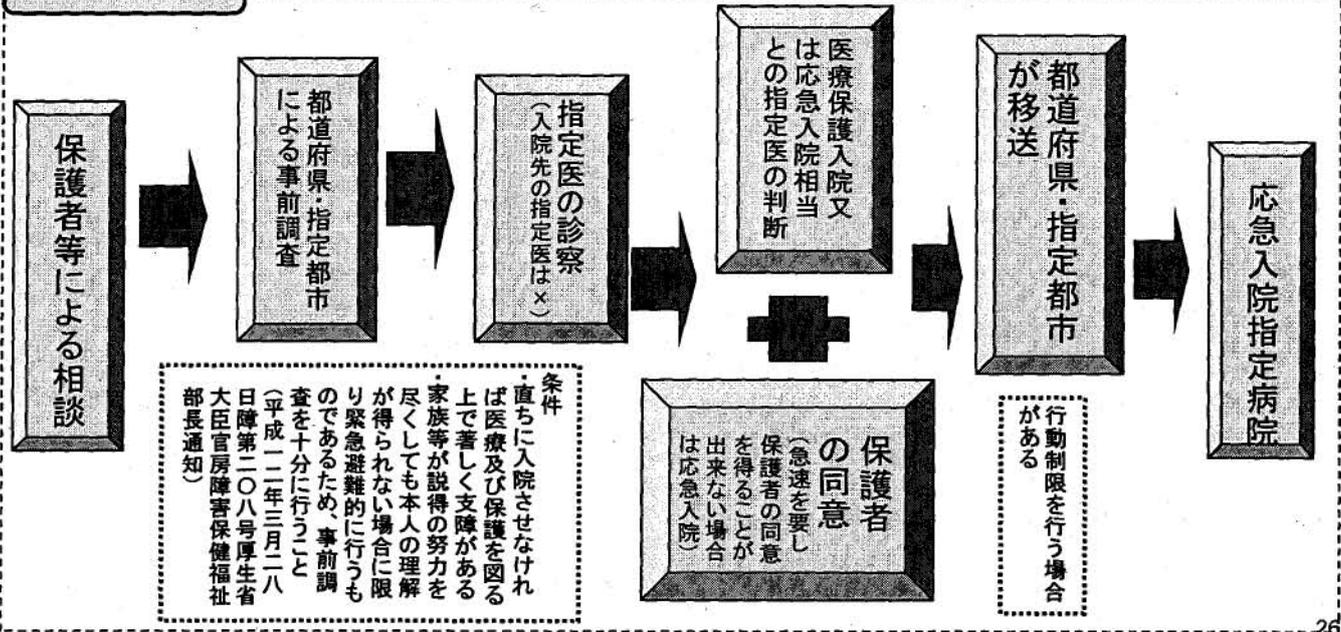
精神保健福祉法第34条に基づく移送について

法34条に基づく移送とは

指定医の診察の結果、直ちに入院させなければその者の医療および保護を図るうえで著しく支障がある精神障害者であって、任意入院が行われる状態ではないと判断された者について、保護者の同意の有無に応じて医療保護入院または応急入院をさせるため、応急入院指定病院に移送することができる制度。

※平成20年4月～21年3月末までの1年間で34条に基づく移送を実施したのは
65都道府県・指定都市中26自治体(移送件数:130件)

実施までの流れ



精神科救急医療体制整備事業

【目的】 緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保する

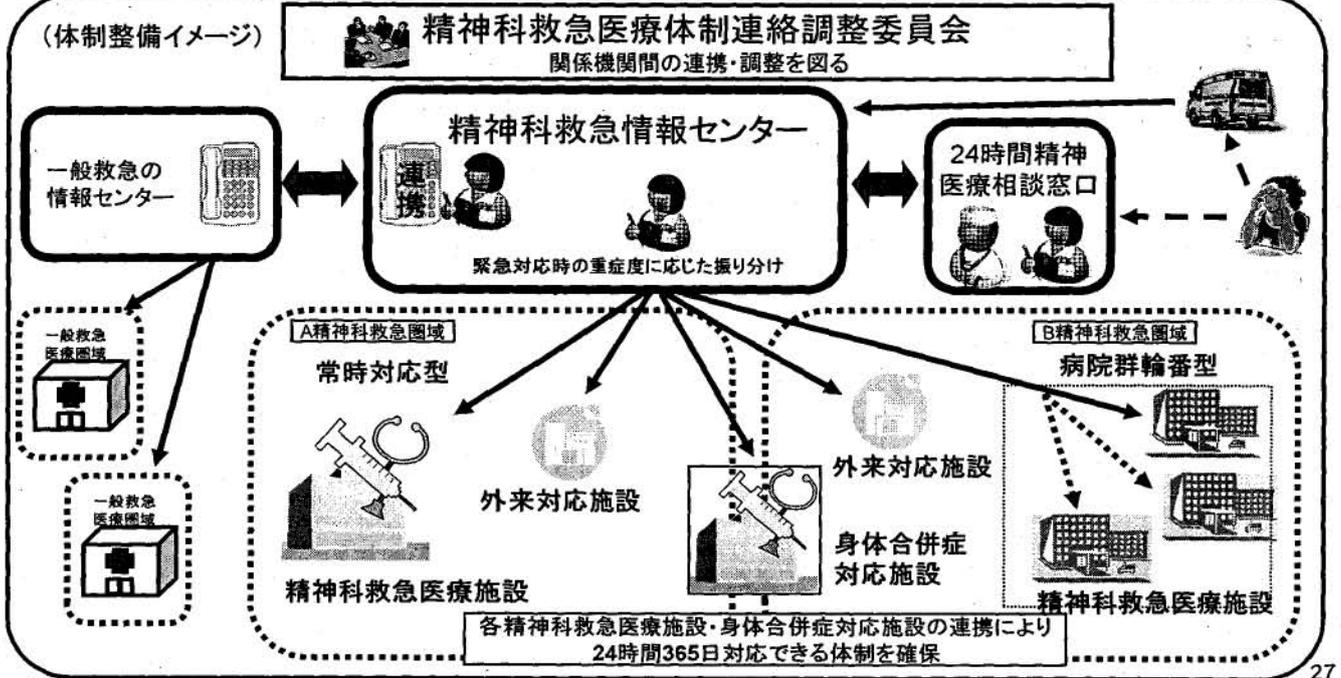
【実施主体】 都道府県・指定都市 **【補助率】** 1/2

【事業内容】

- 精神科救急医療体制連絡調整委員会
- 精神科救急情報センターの設置、24時間精神医療相談
- 精神科救急医療確保事業、身体合併症救急医療確保事業

平成22年度予算 23億円

- 地域の救急搬送・受入れに関するルールに基づき、身体合併症の患者の受け入れを断らない対応施設への加算
- 救急搬送、身体合併症患者への対応強化
- 空床確保料の引き上げによる空床確保促進



精神科救急医療体制の都道府県別の状況

都道府県名	人口	2次医療圏数	精神科救急医療圏域数	精神科救急1圏域当たり人口(人)	精神科救急医療施設数			1精神科救急圏域当たり施設数
					合計	うち 輪番病院	うち 常時対応	
北海道	5,543,556	21	8	692,945	69	69	0	9
青森県	1,417,278	6	6	236,213	17	17	0	3
岩手県	1,355,205	9	4	338,801	11	11	0	3
宮城県	2,330,898	7	1	2,330,898	28	28	0	28
秋田県	1,118,735	8	5	223,747	14	14	0	3
山形県	1,185,100	4	3	395,033	7	7	0	2
福島県	2,063,769	7	4	515,942	34	34	0	9
茨城県	2,979,639	9	3	993,213	28	27	1	9
栃木県	2,003,954	5	1	2,003,954	1	0	1	1
群馬県	2,008,842	10	1	2,008,842	14	13	1	14
埼玉県	7,096,269	10	2	3,548,135	41	39	2	21
千葉県	6,124,453	9	4	1,531,113	33	32	1	8
東京都	12,548,258	13	4	3,137,065	66	65	1(1)	17
神奈川県	8,848,329	11	1	8,848,329	49	47	2(1)	49
新潟県	2,401,803	7	5	480,361	26	26	0	5
富山県	1,101,637	4	2	550,819	28	28	0	14
石川県	1,165,013	4	3	388,338	16	16	0	5
福井県	812,444	4	2	406,222	10	10	0	5
山梨県	867,122	4	1	867,122	10	9	1	10
長野県	2,168,926	10	3	722,975	15	15	0	5
岐阜県	2,089,413	5	2	1,044,707	14	14	0	7
静岡県	3,773,694	8	4	943,424	10	6	4(1)	3
愛知県	7,218,350	11	3	2,406,117	40	40	0	13
三重県	1,854,050	4	2	927,025	13	13	0	7

※2次医療圏数については、平成22年4月現在。

※人口については、住民基本台帳人口(平成21年3月末現在)による。

※「常時対応」の()は身体合併症対応施設の再掲。

都道府県名	人口	2次医療圏数	精神科救急医療圏域数	精神科救急1圏域当たり人口(人)	精神科救急医療施設数			1精神科救急圏域当たり施設数
					合計	うち 輪番病院	うち 常時対応	
滋賀県	1,382,321	7	3	460,774	10	10	0	3
京都府	2,555,650	6	2	1,277,825	18	16	2	9
大阪府	8,676,622	8	8	1,084,578	29	29	0	4
兵庫県	5,586,254	10	5	1,117,251	30	29	1	6
奈良県	1,414,970	5	1	1,414,970	9	8	1	9
和歌山県	1,038,729	7	3	346,243	6	6	0	2
鳥取県	598,485	3	3	199,495	7	7	0	2
島根県	727,793	7	7	103,970	12	12	0	2
岡山県	1,943,864	5	2	971,932	12	12	0	6
広島県	2,859,300	7	2	1,429,650	7	6	1	4
山口県	1,471,715	8	3	490,572	28	28	0	9
徳島県	800,825	6	3	266,942	14	14	0	5
香川県	1,016,540	5	2	508,270	12	12	0	6
愛媛県	1,464,307	6	1	1,464,307	7	7	0	7
高知県	777,080	4	1	777,080	7	7	0	7
福岡県	5,031,870	13	4	1,257,968	78	78	0	20
佐賀県	862,156	5	3	287,385	17	17	0	6
長崎県	1,458,404	9	6	243,067	36	35	1	6
熊本県	1,839,309	11	2	919,655	40	40	0	20
大分県	1,211,042	6	1	1,211,042	22	22	0	22
宮崎県	1,155,844	7	3	385,281	20	20	0	7
鹿児島県	1,728,554	9	4	432,139	40	40	0	10
沖縄県	1,397,812	5	4	349,453	20	20	0	5

合 計 127,076,183 349 147 864,464 1075 1055 20 7

精神科救急医療施設の利用状況

	平成17年度	平成20年度
精神科救急医療圏域数	145	145
精神科救急医療施設数	1,084	1,136
精神科救急情報センターへの夜間・休日の電話相談件数	81,122	125,008
夜間・休日の受診件数	30,243	40,467
夜間・休日の入院件数	12,096	15,544

「ひきこもり」について

「ひきこもり」とは

○ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。(他者と関わらない形での外出をしている場合も含む)

・ひきこもりには、確定診断がなされる前の精神障害が含まれている可能性がある。

＜思春期・青年期ひきこもりケースの背景にある精神障害の実態把握＞

- ・実施方法: H19～H21年度に、全国5か所の精神保健福祉センターにひきこもりの相談に訪れた16歳～35歳の方(本人の来談)184人に精神科的診断を実施(分担研究者:近藤直司の調査による)
- ・結果: 診断の確定は約8割に当たる149人、情報不足等のための診断保留が35人
 - 第一群(統合失調症、気分障害等の薬物療法が中心となるもの)49人 (32.9%)
 - 第二群(広汎性発達障害や精神遅滞等の生活・就労支援が中心となるもの)48人 (32.2%)
 - 第三群(パーソナリティ障害や適応障害等の心理療法的アプローチが中心となるもの)51人 (34.2%)
 - 分類不能1人 (0.7%)

・背景にある精神障害の診断や治療だけではなく、ひきこもりがもたらす「自立過程の挫折」に対する支援も必要である。

出典: H19～H21年度「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」
(厚生労働科学研究 主任研究者 齋藤 万比古)

わが国の「ひきこもり」の推計数

＜把握の方法＞

全国11地域の住民から無作為に選択した4,134名を対象に、訓練を受けた調査員の戸別訪問による直接面接を実施。(平成14年～平成17年度に、世界精神保健日本調査と合同で実施)

＜調査の結果＞

- ・対象者のうち、20～49歳の者(1,660名)の中で、過去にひきこもりを経験したことのある者: 1.14%
- ・面接を受けた対象者全員(4,134名)の中で、現在ひきこもり状態にある子どものいる世帯: 0.56%
(全国推計では約26万世帯)

出典: H18年度「こころの健康についての疫学調査に関する研究」(厚生労働科学研究 主任研究者 川上 憲人 研究協力者 小山 明日香)

30

ひきこもりに関する施策(平成22年度予算案)

施策の概要・平成22年度予算案など

担当部局・課室

・ひきこもり対策推進事業(セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数)
都道府県・指定都市にひきこもり対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を整備し、第1次相談窓口としての役割等を担う。

社会・援護局
総務課

・精神保健福祉センター・保健所関連(精神保健福祉センター特定相談等事業費 96百万円の内数等)
精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。

・思春期精神保健対策研修会関連(PTSD・思春期精神保健対策事業費 18百万円の内数)
「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。

社会・援護局
障害保健福祉部
精神・障害
保健課

・ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の内数)
コーディネーターの支援の下、ボランティア(学生等)による家庭等の訪問や保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。

雇用均等・
児童家庭局
家庭福祉課

・ひきこもり等児童宿泊等指導事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の内数)
一時保護所等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。

・地域若者サポートステーション事業(18.5億円)
ニート等の若者を対象に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談等を実施。

・「若者自立塾」事業(1.8億円)
若者自立塾は、平成21年度をもって廃止。予算案は21年度入塾者に係る経過措置関係経費のみを計上。22年度は本事業に代わり、新たに緊急人材育成支援事業による基金訓練スキームを活用した合宿型自立支援プログラムを実施する予定。

職業能力開発局
育成支援課
キャリア形成
支援室